

電子契約の導入について

千葉市では、事業者の利便性の向上や契約締結事務の効率化などを図るため、電子契約を導入することとしましたので、お知らせします。

1 電子契約とは

これまでの紙の契約書に代わり、契約当事者の双方が電子契約システムにおいて契約書のデータに電子署名を施し、契約を締結させる方法です。電子契約は、契約相手方が希望する場合に行いますので、従来どおり紙文書での契約も可能です。

2 導入開始時期

令和8年6月15日（月）以降に契約課が公告または発注する「建設工事、建設関係コンサルタント業務委託、物品および印刷物の調達」の案件から導入開始します。

契約課以外の所管課が公告または発注する案件への導入については、今後、拡大を予定しています。

3 電子契約システムについて

弁護士ドットコム株式会社の提供する電子契約サービスを利用します。

同サービスは、オンラインで契約締結から契約書管理まで可能なクラウド型のサービスで、令和8年4月末時点において千葉県内21自治体(千葉県含む)で導入されています。

4 事業者向け説明資料の公開について

電子契約の概要と電子契約サービスを利用した契約締結方法等について、令和8年6月5日（金）に事業者向け説明資料を市ホームページで公開いたします。

【URL】 <https://www.city.chiba.jp/zaiseikyoku/shisan/keiyaku/denshikeiyakusetumei.html>

